

令和4年度

# 事業概要

福祉局

# 目 次

I	福祉局の概要	3
II	組織と事務分掌	5
III	令和4年度 主要事業の概要	7

## I 福祉局の概要

1. 局長 森下 貴浩

2. 局の職員数 397 人

3. 令和4年度予算の概要

(1) 一般会計 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	192,518	4 民生費	172,632,475
18 国庫支出金	89,453,370	15 諸支出金	900,000
19 県支出金	29,763,864		
20 財産収入	15,687		
21 寄附金	100,560		
22 繰入金	383,912		
24 諸収入	3,769,555		
25 市債	1,849,000		
歳入合計	125,528,466	歳出合計	173,532,475

(2) 国民健康保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 国民健康保険収入	153,621,586	1 国民健康保険費	153,621,586
歳入合計	153,621,586	歳出合計	153,621,586

(3) 介護保険事業費 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 保険料	29,728,396	1 総務費	3,173,442
2 国庫支出金	36,223,942	2 保険給付費	140,252,550
3 県支出金	21,719,994	3 地域支援事業費	10,103,537
4 支払基金交付金	39,866,143	4 基金積立金	1,197
5 繰入金	26,047,245	5 諸支出金	56,927
6 繰越金	1	6 予備費	2,000
7 諸収入	3,932		
歳入合計	153,589,653	歳出合計	153,589,653

## (4) 後期高齢者医療事業費

(単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
1 後期高齢者 医療事業収入	44,000,595	1 後期高齢者 医療事業費	44,000,595
歳入合計	44,000,595	歳出合計	44,000,595

## Ⅱ 組織と事務分掌

<p><b>政策課</b></p> <p>(1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。  (2)市民福祉の啓発に関すること。  (3)市民福祉総合計画に関すること。  (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (5)福祉施設等の整備事業及び助成の調整に関すること。  (6)家族のケアを行う子ども・若者の支援に関すること。</p>	<p><b>介護保険課</b></p> <p>(1)介護保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (2)介護保険事業計画に関すること。  (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (4)介護保険システムに関すること。  (5)地域包括支援センターに関すること。  (6)あんしんすこやか窓口に関すること。  (7)地域見守り活動の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (8)介護予防ケアマネジメントに関すること（他の所管に属するものを除く。）  (9)ケアプランの適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (10)認知症対策に関すること。</p>
<p><b>人権推進課</b></p> <p>(1)人権教育及び人権啓発に関する施策の推進、連絡及び調整に関すること。  (2)犯罪被害者等の支援に関する相談に関すること。</p>	<p><b>国保年金医療課</b></p> <p>(1)国民健康保険に関すること。  (2)特定健康診査及び特定保健指導に関すること。  (3)医療費助成等に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (4)後期高齢者医療制度に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (5)国民年金、特別障害給付金及び年金生活者支援給付金に関すること。</p>
<p><b>くらし支援課</b></p> <p>(1)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (2)本市の各区の社会福祉協議会に関すること。  (3)福祉情報システムの運用及び開発に関すること。  (4)福祉事業の企画、開発及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (5)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (6)自然災害による被災者の生活再建の支援及び生活再建施策に関する連絡及び調整に関すること。  (7)基幹福祉避難所及び福祉避難所に関すること。  (8)民生委員及び児童委員に関すること。  (9)高齢者に対する虐待の防止及び高齢者に対する支援のための措置等に関すること（他の所管に属するものを除く。）</p>	<p><b>和光園（２）</b></p> <p>(1)入所者の介護に関すること。  (2)入所者の生活指導に関すること。  (3)入所者の診療及び看護に関すること。  (4)入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。  (5)ケアハウス和光園に関すること。</p>
<p><b>保護課</b></p> <p>(1)生活保護に関すること。  (2)中国残留邦人等支援給付及び地域生活支援事業に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (3)保護施設の認可、指導及び監督に関すること。  (4)ホームレスの援護、保護の決定及び保護の実施に関すること。  (5)市立の保護施設及び一時宿泊施設に関すること。  (6)被保護者等緊急援護資金貸付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (7)生活困窮者の自立支援に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (8)低所得世帯療養資金の償還に関すること。  (9)生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による医療機関等の指定及び取消し並びに指定医療機関等の指導及び監督に関すること。  (10)行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p>	<p><b>障害福祉課</b></p> <p>(1)障害者のスポーツの振興に関すること。  (2)障害者及び障害児の福祉事業の調査、研究及び総合調整に関すること。  (3)障害者の福祉の啓発に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (4)障害者保健福祉計画及び障害福祉計画に関すること。  (5)障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。  (6)障害者及び障害児の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (7)バリアフリーの推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (8)障害者の就労の促進に関すること。  (9)身体障害者福祉センターに関すること。  (10)心身障害者扶養共済制度に関すること。  (11)重度心身障害者の移動支援施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (12)特別児童扶養手当等の支給に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (13)発達障害者及びその家族に対する専門的な相談、助言及び支援に関すること。  (14)医療、保健、福祉、教育その他これらに類するものに係る業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれらに従事する者に対する発達障害（発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）第 2 条第 1 項に規定する発達障害をいう。）に係る情報提供及び研修に関すること。</p>
<p><b>高齢福祉課</b></p> <p>(1)高齢者の社会参加に関すること。  (2)戦没者遺族、戦傷病者、引揚者等の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (3)高齢者の福祉事業の総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）  (4)老人福祉施設等の整備、認可等に関すること（他の所管に属するものを除く。）</p>	

## Ⅱ 組織と事務分掌

### 障害者支援課

- (1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に係る障害福祉サービス等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の監査及びこれに伴う指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)福祉に資する人材の確保に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)障害者の福祉施設に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害者虐待の防止及び障害者の養護者に対する支援等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (6)障害者及び障害児の地域移行に関すること。
- (7)障害者及び障害児の福祉に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

### 障害者更生相談所②

- (1)障害者の相談、指導及び判定に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)身体障害者手帳及び療育手帳に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)障害者に関する調査、研究、研修及び情報の提供に関すること。
- (4)関係機関への障害者に関する技術的援助及び助言に関すること。

### ひきこもり支援室（2）

- (1)ひきこもり状態にある者及びその家族等への相談支援に関すること。
- (2)ひきこもりに関する情報発信に関すること。

### 監査指導部

- (1)社会福祉法人等の設立の認可等並びに社会福祉法人及び社会福祉事業を行う施設（保護施設を除く。）の監査及び指導に関すること。
- (2)介護サービス事業者等の指定、監査及び指導等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等に関すること。
- (4)老人福祉施設等の指導及び監督に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)障害福祉サービス事業者及び障害児通所支援事業者等の指定、監査及び指導に関すること並びに地域生活支援事業者の認定等に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
- (6)障害者福祉施設等（障害児入所施設含む）従事者による障害児者虐待の防止等に関すること。

※事業所及び行政機関の表示については次のとおり

- (1)は第1類（部相当）、(2)は第2類（課相当）、(3)は第3類（係相当）、(4)は第4類の事業所を示す。

①は部相当、②は課相当の行政機関を示す。

### Ⅲ 令和4年度 主要事業の概要

#### 【高齢者や障害者の方への支援】

##### 1. 介護人材確保プロジェクト「コウベ de カイゴ」の推進

###### (1) キャリアアップへの支援 〔介護保険課・障害者支援課〕

介護における基本的な知識・技術を習得するための「介護職員初任者研修」について、受講にかかる費用の補助制度を新設し、確実な受講と就職初期における技術力の向上を支援します。

また、合格者に対して介護福祉士資格取得までの支援金を交付する市独自の認定制度について、対象者を障害福祉サービス分野にも拡充します。

###### (2) 介護・障害福祉分野における ICT 活用 〔介護保険課・障害者支援課〕

介護・障害福祉サービスの入所施設において、国の補助対象とならないインカムによる情報共有や記録作成のシステム等を導入する際の費用の一部を市独自で補助するとともに、企画調整局医療・新産業本部と共同で介護ロボット等の開発や導入に関して企業と介護保険事業所の双方から相談を受ける窓口を設置し、業務の効率化や介護職員の負担軽減を支援します。

###### (3) 外国人介護人材にかかる日本語学習等の支援（「KOBE de KAIGO」） 〔介護保険課〕

介護保険事業所における外国人介護人材（技能実習生等）のレベルアップを図り、人材の確保・定着を支援するため、日本語や資格取得に関する学習について、事業所や本人が負担する費用の一部を補助するとともに、研修を受講する際に必要となる代替職員確保にかかる経費の補助を実施します。

##### 2. 認知症の人にやさしいまちづくりの推進

###### (1) 認知症神戸モデルの実施 〔介護保険課〕

早期受診・早期対応を目的に、65歳以上の方を対象として無料で実施する「診断助成制度」と、認知症の方が起こした事故で被害に遭われた方への見舞金や賠償責任保険を内容とする「事故救済制度」を組み合わせた神戸モデルについて、令和6年度まで継続して実施します。

###### (2) 認知症の方とその家族への支援 〔介護保険課〕

認知症の方や認知症の疑いのある方が、生きがいを持って積極的に社会参加できる地域づくりや認知症に関する理解促進を目指し、各種地域団体からの希望を募り、専門職の派遣を行います。

また、認知症の疑いのある方に対する初期集中支援チームによる訪問支援、市内7か所の認知症疾患医療センターにおける専門医療相談・認知症サロンの開催、および話し相手や外出の付き添い等を行う「KOBE みまもりヘルパー」の派遣を引き続き実施します。

### 3. 権利擁護施策の拡充

〔くらし支援課〕

高齢化に伴い、認知症などの影響で意思判断能力が低下した人が増加しているため、社会福祉協議会が行う日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助の実施体制を強化するとともに、成年後見支援制度についての更なる利用促進、銀行との連携強化に取り組みます。

### 4. フレイル予防の推進

〔介護保険課〕

新しい生活様式の中で感染対策を継続しながら、人との交流やフレイル予防に取り組んでいただけるよう、神戸市ホームページ等において、高齢者向けコンテンツの充実を図ります。

また、引き続き65歳以上の方を対象に、フレイル予防に向けた講話等を組み込んだ介護予防事業や、要支援者等を対象にフレイル改善のための運動・栄養等のプログラムを行う通所型サービスを実施し、健康寿命の延伸に取り組みます。

### 5. 高齢者の社会参加促進

〔介護保険課〕

65歳以上の高齢者が介護保険事業所で掃除・洗濯物の整理などの活動を行った際にポイントを付与し、交通費などへの換金を行う「K O B E シニア元気ポイント」制度について、ポイント付与対象の施設やイベントを拡充し、利用促進を図ります。

また、コロナ禍においても社会参加の場を維持できるよう、身近な地域で気軽に参加できる「つどいの場」の運営を引き続き支援します。

### 6. 障害者の就労支援

〔障害福祉課・障害者支援課〕

企業における障害者雇用を促進するため、令和4年度は企業を対象とした情報発信や相談会を充実させるとともに、市内5ヶ所の「しごとサポート」において、就職を希望する障害者の障害特性を踏まえた効果的なマッチングや、企業における仕事の整理等にかかる支援を強化します。

また、重度障害者等に対する就労支援として、職場での介助や通勤時の支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」を令和4年2月より開始します。

### 7. 重症心身障害児への支援

〔障害者支援課〕

令和4年度に医療型障害児入所施設が新たに2ヶ所開設となり、市内における重症心身障害児の受け入れ体制が拡充されます。

また、市内の相談支援事業所等に所属する医療的ケア児等コーディネーターに対し、新たに関係機関との連携や情報交換、フォローアップに関する取り組みを実施し、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくための支援体制の整備に努めます。

### 8. 親なき後対策の強化

#### (1) 障害者地域生活支援拠点における見守り支援

〔障害者支援課〕

各区に整備した「障害者地域生活支援拠点」に配置する見守り支援員を中心に、訪問等による実態把握や障害福祉サービスへのつなぎなど、障害者の見守りを行います。



## (2) グループホームの整備

〔障害福祉課〕

障害者の地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、引き続き、改修などにかかる経費の補助を行うとともに、不動産取引業者を介してグループホームへの転用を希望する民間住宅の募集とグループホームの運営を希望する法人への紹介を行い、整備を促進します。

## 9. 障害者の相談支援体制の充実

〔障害者支援課〕

市内 19ヶ所の「障害者相談支援センター」において総合的な相談対応を実施するとともに、障害者や家族の相談に応じて適切なサービス利用計画の作成を担う相談支援専門員の充実を図るため、新規の雇用・配置を行った相談支援事業所に対する補助を引き続き実施します。

## 【くらしの安心と生活困窮者への支援】

### 1. 生活困窮者にかかる自立相談支援体制の強化

〔政策課・くらし支援課〕

各区役所の「くらし支援窓口」において、新型コロナウイルスの影響によって生活危機に直面した方々の相談を受け、自立に向けて個人の課題に沿った伴走型の支援を実施することを目的に、窓口体制の充実を図ります。

また、困窮状態によって再犯が引き起こされることのないよう、出所者等の自立・社会復帰をより一層促進するための検討を行います。

### 2. こども・若者ケアラーへの支援

〔政策課〕

「こども・若者ケアラー相談・支援窓口」において、当事者や関係者からの相談対応や関係機関との連携、公的サービスの調整などの支援を行うとともに、身近で接する方々や福祉関係者の更なる理解促進、当事者同士の交流・情報交換の場づくりに取り組みます。

また、新たにこども家庭局と共同で、訪問支援が必要な 18歳未満のこどもケアラーが属する世帯に対してヘルパーを派遣し、ケアの負担軽減を図ります。

### 3. ひきこもり支援の充実

〔ひきこもり支援室〕

相談員による面談や家庭訪問、家族の居場所づくりや就労支援等を行うとともに、関係機関と連携することで、早期発見・支援の体制強化や、長期化の防止を図ります。

また、オンライン面談や分身ロボットによる居場所への参加など、多様なツールを用いた社会参加を支援します。

### 4. 災害時要援護者支援の推進

〔くらし支援課〕

地域の要援護者支援団体への災害時要援護者台帳の提供を進めるとともに、引き続き市内 21ヶ所の要援護者支援センターにコーディネーターを配置し、平時から関係機関との連携を図ります。

また、福祉避難所指定施設のうち社会福祉施設において、避難所の開設・運営訓練の実施を促進し、要援護者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

## 5. 公共交通のバリアフリー化の促進

〔障害福祉課〕

高齢者・障害者を含めた誰もが利用できるまちづくりを推進し、転落事故防止等を図るため、鉄道駅舎のエレベーター整備やホーム柵整備などのバリアフリー化を支援します。

＜令和4年度 整備予定一覧＞

	事業者	駅名	工期
バリアフリー化	神戸電鉄	花山駅 (スロープ)	令和元年度～令和4年度
	山陽電気鉄道	東須磨駅 (EV・多機能トイレ)	令和2年度～令和4年度
	JR西日本	和田岬駅 (内方線付き点状ブロック)	令和4年度
ホーム柵整備	阪急電鉄	春日野道駅 (EV・可動式ホーム柵)	令和2年度～令和4年度
	JR西日本	三ノ宮駅 (昇降式ホーム柵)	平成29年度～令和4年度

## 6. 事業者への指導監査の徹底

〔監査指導部〕

介護・障害福祉サービス事業者に対し、引き続き、定期的な実地指導、通報等に基づく監査（立入調査）を行うほか、制度周知や適切な事業運営のための留意事項等についての事業者説明会を開催するとともに、令和4年度より、訪問・通所系の介護サービス事業所への実地指導の強化を図ります。

## 7. 保険料の収滞納業務の強化

〔国保年金医療課・介護保険課〕

滞納処分等の業務について、国民健康保険料に加え、令和4年度から後期高齢者医療保険料および介護保険料についても行財政局税務部へ集約し、滞納処分執行体制の強化と事務の効率化を図ることで、収納率のさらなる向上を目指します。